

介護保険給付の対象を後退させないことに関する意見書（案）

近年、財務省の財政制度等審議会や内閣府の経済財政諮問会議において、社会保障改革の検討が相次いでなされてきている。

その中で、介護保険制度については、「要介護1・2」の人の訪問介護・通所介護を、介護保険の給付の対象から外すことが検討されている。

既に「要支援1・2」に認定されている多くの人の訪問介護・通所介護が保険給付から外されている。このような中で、更に、「要介護1・2」の人を保険給付の対象から外すこととなれば、約240万人に上る人がその影響を受け、その結果、要支援・要介護と認定されている人のうち半数以上が、保険給付の適用から除外されることになる。

このようなことが実行されれば、介護を必要とする家族を持つ現役世代の人たちは、家庭内の介護負担が重くなり、働き続けることが困難になる。また、平成14年からの10年間で約105万人に上る介護離職者が更に増える事態につながりかねず、「介護離職ゼロ」を掲げる国の方針と相いれないものとなる。

要支援・要介護と認定されても、半数以上の人人がサービスを受けられなくなるおそれがある介護保険改定は、実施するべきではない。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、「要介護1・2」の人の訪問介護・通所介護を介護保険給付の対象から外さないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月 日

東京都議会議長 尾崎大介

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

宛て